

議案第 1 1 5 号

さいたま市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 3 年 9 月 7 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 1 4 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（災害弔慰金を支給する遺族）</p> <p>第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、<u>死亡者が死亡当時において生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。</u>この場合において、<u>同順位の遺族（兄弟姉妹を除く。）</u>については、次に掲げる順序とする。</p> <p><u>配偶者</u></p> <p><u>子</u></p> <p><u>父母</u></p> <p><u>孫</u></p> <p><u>祖父母</u></p>	<p>（災害弔慰金を支給する遺族）</p> <p>第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、<u>次に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>死亡者の死亡当時において、死亡者が生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。</u></p> <p><u>前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。</u></p> <p><u>ア 配偶者</u></p> <p><u>イ 子</u></p> <p><u>ウ 父母</u></p> <p><u>エ 孫</u></p> <p><u>オ 祖父母</u></p>

<p>2 <u>前項前段の場合において、死亡者の配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しないときは、当該死亡者の兄弟姉妹（当該死亡者が死亡当時において同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。</u></p> <p>3 <u>第1項後段の場合において、同順位の父母については養父母を先にし実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。</u></p> <p>4 <u>遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、第1項又は前項の規定により難しいときは、第1項又は前項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。</u></p> <p>5 <u>前各項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。</u></p>	<p>2 <u>前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。</u></p> <p>3 <u>遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。</u></p> <p>4 <u>前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。</u></p>
---	--

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用）

2 この条例による改正後のさいたま市災害弔慰金の支給等に関する条例第4条の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害に係る災害弔慰金の支給について適用する。